

情緒障がいのある子供に対する特別な指導内容 令和4年度(2022年度)自閉症・情緒障がい教室

本道における自閉症・情緒障がい教育の充実に向け、小・中学校の先生方に障がいの特性に応じた指導や支援を検討する際の参考としていただけるよう、**情緒障がいのある子供**に対する義務教育段階における**特別な指導内容**等について、今号では、第4号で紹介した3つの指導内容に続き、2つを紹介します。

4 状況に応じたコミュニケーションに関すること



人と関わる際に、緊張や不安の強さから、場や相手の状況に応じて、主体的なコミュニケーションを円滑に行うことが難しい子供に対しては、どのようなことに留意して指導に当たるとよいですか？

- ・子供が興味や関心のあることについて、共感しながら一緒に活動したり、日記や作文など子供にとって負担の少ない方法で気持ちや意思をやり取りしたりする機会を多くすること
- ・状況に応じて、筆談などの話し言葉以外のコミュニケーション手段を活用することができるように指導することが大切です。



5 言語の表出に関すること



対人関係のストレス等で自分の考えを相手に伝えることが難しい子供に対しては、どのようなことに留意して指導に当たるとよいですか？

- ・子供と相談や確認をしながら、スモールステップで話せる場面を増やしていくこと
 - ・言うことが決まっている方が声を出しやすい場合があるため、挨拶や係活動後の報告など、定形的に発話する場面を設定し、子供が発声するきっかけを作ること
 - ・発声ができつつある子供には、タブレット端末やICレコーダー等を使って音声のやり取りをしたりするなど、子供がコミュニケーションを図る経験を積めるようにしながら、段階的に話せるようになるための指導を行うこと
- が大切です。



自閉症・情緒障がい特別支援学級における教育課程や指導の在り方について掲載した第1号、自閉症のある子供に対する特別な指導内容等について掲載した第2号・第3号、前号の第4号は、こちらから御覧ください。

令和4年12月に「生徒指導提要」が改訂され、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の在り方や考え方が示されるとともに、令和5年1月末に、誰一人取り残されない学びを保障するための不登校の対策について検討することが示されました。障がいのある児童生徒への対応においても重要な考え方であり、不登校への対応が必要な場合もあることから、今号では、以下に関連する資料を紹介します。

不登校児童生徒への支援に関する参考資料

【No.47】

不登校児童生徒の支援と教育相談

FR教育臨床研究所所長 花輪 敏 男 氏

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/047.html>



【No.121】

不登校児童生徒の対応について

鳥取県立精神保健福祉センター所長 原 田 豊 氏

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/121.html>



全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、いつでもどこにいても研修が可能となるよう「校内研修シリーズ」を始め、講義動画などの研修教材を提供しています。

